

岡山県と西日本旅客鉄道株式会社との
包括的連携協定書

岡 山 県

西日本旅客鉄道株式会社

岡山県と西日本旅客鉄道株式会社との包括的連携協定書

岡山県（以下「甲」という。）と西日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、もって鉄道ネットワークを活用した地域振興の推進を図るため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に情報や意見の交換に努め、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、鉄道ネットワークを活用した地域振興の推進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の事項（次条において「連携事項」という。）について連携し協力する。

- (1) 観光振興及び岡山県の情報発信に関する事。
- (2) 鉄道の利便性向上及び利用促進に関する事。
- (3) 地域と暮らしの安全・安心の確保に関する事。
- (4) その他双方が合意した事項

（推進のための協議等）

第3条 甲及び乙は、連携事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

- 2 甲及び乙は、連携事項を推進するに当たり、県内市町村との連携が図られるよう努めるものとする。
- 3 甲及び乙は、連携事項の個別の案件を協働により実施するに当たっては、双方で協議を行い、具体的な内容、実施方法、役割分担その他必要となる事項について別途取り決めるものとする。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（目的外利用の禁止及び秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定の規定により相手方から提供を受けた情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含む。以下同じ。）を第1条の目的のために限り使用するものとし、その他の目的に使用しないこと及び第三者に開示しないことに合意するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報を同条の目的以外の目的に使用する、又は第三者に開示する場合については、この限りでない。

- (1) 事前に相手方の承諾を得て第三者に開示する情報
- (2) 相手方から提供を受けた際に既に公知となっている情報

- (3) 相手方から提供を受けた後、提供を受けた者の故意又は過失によることなく公知となった情報
- (4) 相手方から提供を受ける前に取得していたことを立証することができる情報
- (5) 本協定に違反することなく、かつ、秘密の保持に関する義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から取得した情報
- (6) 相手方から提供を受けた情報を使用することなく取得した情報
- (7) 岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号）その他の法令等の規定により開示しなければならない情報

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、平成26年9月13日から平成29年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1月前までに甲又は乙が相手方に対し特に意思表示をしない場合は、当該期間は更に1年間延長されるものとし、その後についても同様とする。

（取扱い及び交渉窓口）

第7条 本協定の取扱い及び交渉の窓口は、甲にあつては県民生活部県民生活交通課、乙にあつては岡山支社企画課に設置する。

（その他）

第8条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じた事項、又は本協定に規定していない事項については、甲と乙が別途協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年9月13日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事

伊原本 隆太

乙 岡山県岡山市北区駅前町二丁目1番7号
西日本旅客鉄道株式会社
執行役員 岡山支社長

中村 至二郎